第3号議案

令和5年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和5年9月13日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1表 債務負担行為補正

変 更

事	百	補	IF	正			補		E	後	後	
一	少	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額	
令和5年度	港湾事業費	令和5年度か 年度まで	ら令和7			800, 000	令和5年度2 年度まで	から令和8		1,	100, 000	

第2表 繰越明許費

款						項						事	業	名	金	額
1	港	湾	事	業	費	2	港	湾	整	備	費	港湾整備費				650, 000 ^{fm}